

## 第2次小郡市男女共同参画計画 令和5年度重点施策 実施状況報告書

### 1 誰もが安心して暮らせる生活の実現

#### 【該当施策：基本目標2 主要課題2 女性に対する暴力の排除と被害者の保護】

令和5年の改正配偶者暴力防止法の施行に基づいて、以下の施策を重点施策に位置付けます。

#### ◎ DV被害者に対する適切な支援の継続

- ・DV被害により身体的・精神的に疲弊している被害者へきめ細やかな対応を行うため、庁内関係職員の研修を行う
- ・DV被害者対応マニュアルを適宜見直し、支援の充実を図る
- ・DV被害者等支援庁内連絡会で、法令や制度を含めたDV関連の情報を関係各課で共有し、被害者への適切な情報提供を図る

#### ○ DVに関する多様な相談先の周知

- ・市の委託事業として実施している女性向け相談電話・おごおり女性ホットラインのより効果的な周知方法を検討する
- ・内閣府が実施するDV相談プラスなど、どの時間帯であっても相談に対応できる窓口の情報を提供する
- ・福岡県が設置する男性DV被害者の相談電話を周知することで、潜在化しやすい男性DV被害者の支援体制向上を図る

#### ▼実施状況報告

- (1) 配偶者からの暴力防止北筑後地域連絡会議 (R6. 2. 27)
- (2) DV被害者対応マニュアルの見直し (相談機関の修正、おごおり女性ホットラインの開設時間変更)
- (3) 母子・父子相談員・県配偶者暴力相談支援センター・警察との連携した被害者支援 (R5 総務課 12 件、母子・父子相談員 15 件)
- (4) 「おごおり女性ホットライン」の広報紙やホームページ掲載、カードの配布、公共施設のトイレ等への設置 (R5 相談件数：90 件)
- (5) 広報紙やホームページ、SNSなどによる「DV相談+」※の周知  
※「DV相談+」：内閣府が設置した相談窓口。電話やメール、チャットでの相談も可能  
ホームページ：常時掲載  
SNS (フェイスブック、ツイッター、LINE)：R5 4/26 7/26 3/6
- (6) 男性DV被害者のためのホットライン周知 (広報 R5. 6 月号、R6. 1 月号)  
ホームページの相談先一覧に常時掲載

### ▼今後の取り組み

おごおり女性ホットラインや総務課、子育て支援課へのDV相談件数は増加している。しかし、令和4年度に実施した市民意識調査では、「DV被害を受けたことがあると回答した人のうち、誰にも相談しなかった人の割合」は53.9%であった。また、「身体的暴力などに限らず、“相手が恐怖心や不安を覚える行為はDVである”」や「子どもの前でのDV(面前DV)は、子どもへの心理的虐待に該当する」という正しい理解が十分でないことが明らかになった。

以上のことから、潜在するDV被害者を相談機関へつなぐことができるように、今後も相談先やDVへの正しい理解について継続した周知を行っていく。また、相談機関や庁内関係課と情報共有や連携を行いながら、様々な悩みを抱える女性の問題解決のサポートに努める。

## 2 多様な家庭に対する支援の充実

### 【該当施策：基本目標3 主要課題2 とともに支え合う子育て・介護の実現】

令和5年4月1日に設立した子ども・家庭支援センターを中心として、子育て支援のさらなる充実を重点施策に位置付けます。

#### ◎ 固定的役割分担意識によらない子育て支援に関する取組の実施

- ・子育て支援センターやつどいのひろば「ぽかぽか」等の施設において法令や制度の説明を含めた情報提供を行う
- ・家事や育児の負担が特定の人に偏ることなく、性別に関わらず誰もが家事や育児の担い手となれるように男女共同参画の視点を持ちながら保護者や祖父母への啓発・情報提供を行う。

#### ○ ひとり親家庭への継続的な支援

- ・ひとり親家庭の経済的自立を支援するため、ひとり親家庭等医療費助成や児童扶養手当、その他の制度・給付金について制度の周知を行う
- ・母子・父子自立支援員がひとり親のさまざまな悩みにきめ細かく対応し、関係機関と連携しながら総合的な支援を継続する

### ▼実施状況報告

- (1) 子育て支援センターやファミリー・サポートセンターの事業の周知  
(子育て支援ガイドの作成)
- (2) 子育て支援コンシェルジュによる当事者目線でのサポートの実施
- (3) コミュニティセンター主催の男性のための料理教室の実施  
(参加者延人数 259名)
- (4) ようこそ赤ちゃん教室で初妊婦とその家族に子育て講話の実施  
(参加者延人数 81名 (41組))
- (5) 病児・病後児保育事業を「こぐまこどもの家」及び「まどかチャイルドケアセンター」に委託し実施 (利用者数 837人)
- (6) 手当のしおり・福祉のしおり・広報等を活用した医療制度・手当・給付金の周知
- (7) 母子・父子自立支援員による各種制度利用の提案やひとり親サポートセンターなどの関係機関への接続

#### ▼今後の取り組み

男性の家事・育児・介護等への参画を促す教室や講座への参加者数は増えてきている。また、令和4年度に実施した市民意識調査では、家庭内の夫婦の役割分担のうち、家事について「夫と妻が同じ程度に分担している」という割合は、前回調査より増加している。しかし、「主に妻が担う」と「主に妻、夫が一部を担う」の合計は81.2%であり、家事等において未だに女性の負担が大きいことが分かる。今後も引き続き、男女ともに家事・育児・介護等を担うことの重要性を啓発しつつ、共働き世帯がますます増加すると思われるので、子育て世帯の負担軽減のための多様な子育てサービスを充実させる必要がある。

ひとり親家庭への継続的な支援については、医療制度や各種手当等の支援制度について、きめ細かな情報提供を行い、円滑に各種手当等を支給する。また、社会のニーズを把握し、養育費保証契約の費用補助など、ひとり親家庭の経済的自立につながる支援も行っていく。